

[事案 2021-199] 契約無効等請求

・令和4年5月17日 裁定終了

<事案の概要>

不適切な販売により、保険会社を信頼できなくなったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年8月に終身保険（申立外契約①）を契約し、平成30年9月に平成20年3月に契約した終身保険（本契約）を解約し、平成30年11月に終身保険（申立外契約②）を契約したが、令和2年5月、保険会社に対して、申立外契約①②について、不適切販売の疑いがあるとして契約の取消しを、本契約について、申立外契約①と同時加入している期間に二重払いとなっていた分の保険料の返還を請求したところ、申立外契約①②は合意解除となり既払込保険料が返還されたが、本契約の保険料は返還されなかった。しかし、保険会社を信頼できなくなったことから、本契約についても無効とし既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立外契約①②を合意解除したことにより、二重払状態の不利益は解消されており、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約に関する経緯と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、保険会社を信頼できなくなったことを理由とした契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。